

〔特例承継計画の記載例（製造業）〕

様式第 21

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 17 条第 2 項の規定による

国の様式を活用する場合は、「都道府県知事」を「神奈川県知事」に直してください。

確認申請書
(特例承継計画)

申請（郵送）しようとする年月日を記載してください。なお、特例承継計画は令和 9 年 9 月 30 日（当日消印有効）まで提出可能。

令和〇年〇月〇日

神奈川県知事 殿

郵便番号 243-0435
会社所在地 神奈川県海老名市下今泉 705-1
会社名 株式会社かながわ中小企業
電話番号 046-235-xxxx
代表者の氏名 代表取締役 神奈川 後継

会社所在地、会社名、代表者の氏名は、会社の登記簿謄本と同様の記載としてください。代表者の氏名は記名で差し支えありません（押印不要）。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 17 条第 1 項第 1 号の確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 会社について

主たる事業内容	銑鉄鋳物製造業
資本金額又は出資の総額	50,000,000 円
常時使用する従業員の数	75 人

主たる事業内容、資本金額等は登記簿謄本の内容と整合させてください。従業員数は、社会保険加入者等から役員及び短時間労働者を除いた人数になります（詳細は、納税猶予の認定に係る「申請マニュアル」の添付書類、県の「提出書類と記載例」等を参照）。

2 特例代表者について

特例代表者の氏名	神奈川 先代
代表権の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無（退任日 令和〇年 7 月 1 日）

先代経営者の氏名、代表の退任年月日（申請時点で先代経営者が代表を退任している場合のみ）は、登記簿謄本（閉鎖謄本含む）の内容と整合させてください。

3 特例後継者について

特例後継者の氏名 (1)	神奈川 後継
特例後継者の氏名 (2)	
特例後継者の氏名 (3)	

後継者が役員（代表取締役・取締役・監査役）の場合は、登記簿謄本と同様の記載としてください。

承継時期が未定の場合も「年月」の記載は必要です。特例制度の時限（令和9年12月末）迄であれば幅広い期間で設定できます。相続発生後の例はサービス業記載例を御覧ください。

「当該時期までの経営上の課題」「当該課題への対応」の欄は、①株式等を特例後継者が取得後に本申請を行う場合、②既に先代経営者が役員も退任している場合には、記載を省略できます。ただし、「株式等を承継する時期(予定)」の欄の記載は必要です。

株式等の承継後に、特例後継者が取り組む5年間の経営計画を記載します。なお、あまりにも簡潔すぎる内容、2年目以降が「同上」や全く同じ内容の記載等の場合には、見直し(修正)をお願いすることがあります。記載例や次の項目を参考に作成してください。

- ・商品・サービス戦略(新商品・新サービスの開発、4P戦略、ブランディング、顧客満足度等)
- ・販売戦略(営業力強化、エリア拡大、新規顧客開拓、広告宣伝、eコマース導入等)
- ・在庫管理、原価管理、外注・仕入の適正化等
- ・品質・生産性の向上(5S、品質管理、コスト削減、納期短縮、業務効率化等)
- ・労務管理・人事・組織(要員計画、研修・人材育成、人事評価、組織再編等)
- ・設備投資計画(新規設備導入、工場や店舗の新設・移転・改修等)
- ・DX化、IT化等
- ・ISO、SDGs、BCP等の認証取得
- ・新分野進出、海外展開等
など

4 特例代表者が有する株式等を特例後継者が取得するまでの期間における経営の計画について

株式を承継する時期(予定)	令和〇年4月～令和〇年9月
当該時期までの経営上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・工作機械向けパーツを中心に需要は好調だが、原材料の値上がりが続き売上高営業利益率が低下している。 ・また、人手不足問題は大きな課題であり、例年行っている高卒採用も応募が減ってきている。発注量に対して生産が追いつかなくなっており、従業員が残業をしておこなっている。今年からベトナム人研修生の受け入れを開始したが、まだ十分な戦力とはなっていない。
当該課題への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料値上がりに伴い、発注元との価格交渉を継続的に行っていく。併せて、令和元年度中に予定している設備の入れ替えによって、生産効率を上げコストダウンを図っていく。 ・人材確保のため地元高校での説明会への参加回数を増やしリクルート活動を積極的に行う。また、ベトナム人研修生のスキルアップのために教育体制を見直すとともに、5Sの徹底を改めて行う。

5 特例後継者が株式等を承継した後5年間の経営計画

実施時期	具体的な実施内容
1年目	<ul style="list-style-type: none"> ・設計部門を増強するとともに、導入を予定している新型CADを活用し、複雑な形状の製品開発を行えるようにすることで、製品提案力を強化し、受注単価の向上を図る。 ・海外の安価な製品との競争を避けるため、BtoBの工業用品だけでなく、鋳物を活用したオリジナルブランド商品の開発(BtoC)に着手する。 ・生産力強化のため、新工場建設計画を策定。用地選定を開始する。
2年目	<ul style="list-style-type: none"> ・新工場用の用地を決定、取引先、金融機関との調整を行う。 ・電気炉の入れ替えを行い、製造コストの低下を図る。 ・オリジナルブランド開発について一定の結論を出し、商品販売を開始する。
3年目	<ul style="list-style-type: none"> ・新工場建設着工を目指す。 ・3年目を迎える技能実習生の受け入れについて総括を行い、人材採用の方向性について議論を行う。
4年目	<ul style="list-style-type: none"> ・新工場運転開始を目指すとともに、人員配置を見直す。増員のための採用方法については要検討。 ・少数株主からの株式の買い取りを達成する。
5年目	<ul style="list-style-type: none"> ・新工場稼働による効果を今後の方向性についてレビューを行う。

(備考)

- ① 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- ③ 申請書の写し(別紙を含む)及び施行規則第17条第2項各号に掲げる書類を添

(別紙)

認定経営革新等支援機関による所見等

1 認定経営革新等支援機関の名称等

認定経営革新等支援機関 I D 番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
認定経営革新等支援機関の名称	〇〇〇〇商工会議所
(機関が法人の場合) 代表者の氏名	〇〇 〇〇
住所又は所在地	〇〇県〇〇市…

認定経営革新等支援機関として登録している内容を記載してください。なお、県の確認時に、国HPの検索システム等で確認しますので、住所移転等があった場合の変更手続や更新手続は忘れずに行っておいてください。

2 指導・助言を行った年月日

令和〇年〇月〇日

指導・助言を複数回(日)にわたり実施した場合は、最終日のみ記載してください。

3 認定経営革新等支援機関による指導・助言の内容

大半の株式は先代経営者である会長が保有しているが、一部現経営者の母、伯父家族に分散しているため、贈与のみならず買い取りも行って、安定した経営権を確立することが必要であることを助言した。

原材料の値上げは収益力に影響を与えているため、業務フローの改善によりコストダウンを行うとともに、商品の納入先と価格交渉を継続的に行っていくことが必要である。原材料価格の推移をまとめ、値上げが必要であることについて説得力を持って要求するよう助言した。

新工場建設については、取引先の増産に対応する必要があるか見極める必要あり。最終商品の需要を確認するとともに、投資計画の策定の支援を行っていくこととした。

なお、税務面については顧問税理士と対応を相談しながら取り組みを進めていくことを確認した。

指導・助言の内容は、経営計画の取組内容に対する評価や実現可能性、実現可能性を高めるための指導・助言等を記載してください。また、事業承継に関する指導・助言等も合わせて記載していただいて構いません。当該贈与において遺留分侵害の恐れがある場合には、「遺留分に関する民法の特例」を紹介していただくと良いかもしれません。

なお、あまりにも簡潔すぎる内容等の場合には、見直し(修正)をお願いする場合があります。